⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

1）not come under the Article 6 of the Hanshin Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures.

2）have submitted a written confirmation of delivery-and-collection-service about toll.

3）be composed of the financial institution and the performer selected by the financial institution. (The financial institution shall carry out the service ⑶③.)

4）have included the financial institution which is the representative of a written confirmation and proves to have carried out at least 12-month contract of delivery-and-collection-service about toll with us or one of central government agencies, local government agencies or special juridical persons, in the past five accounting years, in Osaka-shi, Kobe-shi or Kyoto-shi.

5）have submitted a copy of the registration matters of the commercial registration and a paper of career matters.

6）have submitted the following financial statements in the previous accounting year.

① A balance sheet and a statement of profits and losses.

② A copy of the tax payment certificate documentary form No. 9 issued by the NTA within the past three months at the application for the tender participation.

7）be that both the financial institution and the performer of transporting business have operating bases, such as a head office and a branch, in Osaka-shi, Kobe-shi, and Kyoto-shi.

8）have included the performer of transporting business which have been hiring at least 30 security guards who have passed the first or second grade of the examination on the business of transporting and guarding valuables (limited to Cash), prescribed in the Articles 2 of the Regulations of the Examination for Guards (National Public Safety Commission's rules).

9）not be subjected to the provisions for exclusion from tender participation under the crime syndicate exclusion bylaw of the Hanshin Expressway Company Limited and to the requirements specified in the appendix of the aforementioned bylaw between the date of the deadline for an application form including its related documents and the time of the tender opening.

⑺ Time-limit for tender: 10 : 00 a.m. March 11, 2013

⑻ Contact point for the notice: Sanae Nakai, Accounting Group Osaka Business and Maintenance Department, Hanshin Expressway Company Limited, 3―1―25, Ishida, Minato-ku, Osaka-shi, 552―0006 Japan TEL 06―6576―3881

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月18日

契約責任者

本州四国連絡高速道路株式会社

代表取締役社長　三原　修二

◎調達機関番号　422　◎所在地番号　28

○本州四国連絡高速道路株式会社公告平成25年第2号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　調達件名及び数量

多重無線通信装置製造及び据付調整　1式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び特記仕様書（特記仕様書において適用する仕様書を含むものとする。）

⑷　納入期限　契約締結日の翌日から460日以内

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する。

2　競争参加資格

⑴　次の①から⑤までに掲げる者でないこと。

①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人にあって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。

②　過去2年以内において次のイからトまでの一に該当したと認められる者。

イ　契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

ニ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者。

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

ヘ　その他本州四国連絡高速道路株式会社に著しい損害を与えた者。

ト　イからヘまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者。

③　経営状況が著しく不健全であると認められる者。

④　競争参加資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者。

⑤　商法その他の法令に違反して営業を行った者。

⑵　平成24・25・26年度物品購入契約等参加資格の審査において「物品等の販売又は製造」のうち、開札までに「電気・通信・情報処理機器類」で資格を有すると認められた者であり、かつA等級に格付けされた者であること。

なお、入札を希望する者で競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格申請に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒651―0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4―2―22　アーバンエース三宮ビル　本州四国連絡高速道路株式会社　経理部　会計契約課　電話078―291―1035

⑶　開札時点において、社長から指名停止を受けていない者であること。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　平成14年度以降において、多重無線通信装置について製造、納入又は据付調整のいずれかの実績があること。なお、これらの実績を証明するために、以下の項目が明記された契約書等の写しを提出するものとする。

・契約件名
・契約先
・契約締結日
・契約内容の概要（上記の実績内容がわかる部分の抜粋）

⑹　本件における次の各事項の証明ができること。

①　障害時の支援体制として、修理可能な技術者を当該物品の納入場所に派遣できること。

②　部品の供給体制が当該物品納入後10年以上あること。

③　技術的内容の問い合わせ体制を整備していること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒651―0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4―1―22　アーバンエース三宮ビル　本州四国連絡高速道路株式会社　経理部　会計契約課　電話078―291―1035

⑵　入札説明書の交付方法　平成25年1月18日から平成25年2月18日までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日午前10時00分から正午まで及び午後1時00分から午後4時00分までの期間に、上記3⑴の場所でCD―Rにて無料で直接交付する。